

大田区立出雲中学校いじめ防止基本方針

令和3年4月

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行 法律第71号。以下「法」と称す）第13条の規定、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）及び「大田区いじめ防止基本方針」（平成26年9月24日 大田区教育委員会決定）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大田区立出雲中学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」と称す）を策定する。

第1条 学校基本方針策定の目的

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

本校は、「人権尊重の精神を基調とする安全・安心で清潔な規律と活力のある学校」を目指す学校像として設定している。いじめのない学校の実現や、生徒の尊厳を保持する目的のもと、大田区・教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と相互に連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定める。

第2条 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの内容は次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口やおどし、因縁、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団によって無視される。
- ・故意にぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・本人が嫌がることをやったり、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・インターネットや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。など

第3条 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利などの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての生徒は、いじめを行ってはならない。

第4条 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起これり得るという認識の下、区・教育委員会、学校、家庭、地域社会その他の関係機関は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならならず、早期発見、早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

1 いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する生徒の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業等を通じて、生徒がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、生徒会等による主体的な取組を支援するなどして、生徒がいじめは絶対許されないと自覚するように促す。学校は、家庭、地域社会その他の関係機関の理解と協力を得て連携して取組を推進する。

また、状況により問題行動対応サポートチームによる学校支援を要請する。あるいは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の学校や家庭への派遣を要請するなど、いじめの防止についてのあらゆる策を講じる。

2 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動の推進

いじめられた児童・生徒を守る

いじめられた生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた生徒が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、学校、家庭、地域社会その他の関係機関が連携し、いじめられた児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

生徒の取組を支える

学校は、周囲の生徒がいじめについて知っているながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員や保護者等に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒の発信を促すための生徒による主体的な取組を推進する。また、教育委員会、家庭、地域社会その他の関係機関と連携を密にして対応に当たる。

3 教員の指導力の向上と組織的対応

学校が一丸となって取り組む

学校がいじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応が不可欠である。

4 保護者・地域住民・関係機関と連携して取り組む

社会総がかりで取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域住民、関係機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないよう、家庭での話合い等を通して、生徒に対して規範意識を養う指導などに努めるとともに、生徒をいじめから保護する必要がある。

学校として、保護者や地域住民及び関係機関に対しては、いじめの情報を得た場合には、学

校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力を求める。

第5条 学校における取組

1 学校基本方針の策定

本校は、法13条の規定及び「大田区いじめの防止基本方針」に基づき、いじめ防止等の取組に関する基本的な方向や内容等について「大田区立出雲中学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 組織等の設置

- (1) いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、当該生徒担任、養護教諭及び場合によりスクールカウンセラー等で構成する「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- (2) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及びその当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、大田区・教育委員会と連携し、速やかに、「いじめ防止対策委員会」を中心として学校全体で、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

3 学校における具体的な取組

学校は、保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取組を行う。

(1) 未然防止

- ・ 学校全体に「いじめる行為は絶対に許されない」という意識を高める。
- ・ 各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養う。
- ・ 人権標語、人権ポスターなどの作成、また、生徒がいじめ防止について主体的に考え、生徒が「いじめ撲滅宣言」を行う等いじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ・ 校内研修等OJTの充実やOff-JT等を通じて教職員の資質を向上する。特に、経験の浅い教員について管理職や主幹・主任教諭による個別指導を行う。
- ・ インターネットやSNSによるいじめ防止のための指導を行う。
- ・ インターネットやSNSによるいじめは、短期間での拡大性が懸念され、事故・事件につながる恐れも少なくないため、保護者の危機意識をもっていただきモバイルの管理など強く協力を求める。
- ・ 家庭訪問や教育相談、学校、学年通信などを通じた家庭との連携協力を強化する
- ・ PTAへも情報を伝達し、共通理解をもち見守り活動などで協力を要請する。
- ・ セイフティ一教室などを実施し、高機能携帯やコンピュータなどの健全な利用を指導する。
- ・ いじめ防止、撲滅について校長による朝礼での講話、学年集会などにおける指導などを実施する。
- ・ 生徒会によるいじめ防止、撲滅活動を実施する。

(2) 早期発見

- ・ 生徒の発するいじめに関するサイン等の観察に努める。特に、保健室の利用状況、遅刻・早退・欠席などの出席状況などに日常的に留意する。
- ・ 休み時間の巡回を行い、生徒の様子、交友関係の把握を行う。
- ・ 遊びの一環として表面化されないいじめの事例もあるので生徒の人間関係や本人の気持ち

に十分な理解と注意を払う。

- ・メンタルヘルスチェック、学期ごとのアンケート調査や教育相談、面談の実施等による早期のいじめの実態把握とともに、生徒がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・1年生全生徒対象にスクールカウンセラーによる面談を実施し、課題を抱える生徒がいた場合は、2次面談を実施する。
- ・子どもの心サポート月間を活用し、生徒の心の変化をいち早く察知し、対応する。
- ・保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- ・いじめに関する情報を全教職員で共有化する。
- ・保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。

(3) 早期対応

- ・いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。
- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた生徒を指導する。
- ・いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる取組やいじめを撲滅する取組を行う。
- ・いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- ・PTA役員会、実行委員会、学年委員会などの場で、可能な範囲で情報を公開し、保護者の理解と協力を求める。
- ・学級だより、学校だよりや保護者会の開催など保護者と情報を共有する。
- ・児童相談所、少年センターなど関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。

(4) 重大事態への対処

- ・いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・必要に応じ、生徒や保護者等への心のケアを行う。
- ・関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び教育委員会が行う調査に協力する。
- ・重大事態発生について教育委員会に報告する。
- ・報告された重大事態の調査結果についての教育委員会の調査に協力する。
- ・必要に応じ、臨時保護者会を設け可能な範囲の情報の公開と説明を行い、事後の対応について保護者の理解と協力を求める。など